

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p>	<p>川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p>
<p>第6章 特定行為の制限等</p>	<p>第6章 特定行為の制限等</p>
<p>第1節 屋外燃焼行為の制限</p>	<p>第1節 屋外燃焼行為の制限</p>
<p>(屋外燃焼行為の制限)</p>	<p>(屋外燃焼行為の制限)</p>
<p>第56条 <b>何人も</b>、燃焼の際大気汚染物質又は悪臭を発生させるおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、規則で定める焼却施設を用いることなく、屋外において燃焼させてはならない。ただし、地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為は、この限りでない。</p>	<p>第56条 <b>事業者は</b>、燃焼の際大気汚染物質又は悪臭を発生させるおそれがある合成樹脂、ゴム、木材その他の物で規則で定めるものを、規則で定める焼却施設を用いることなく、屋外において燃焼させてはならない。ただし、地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為は、この限りでない。</p>
<p>2 <b>前項ただし書の燃焼行為を行う者</b>は、同項の規則で定める物を、みだりに燃焼させてはならない。</p>	<p>2 <b>事業者以外の者及び前項ただし書の燃焼行為を行う事業者</b>は、同項の規則で定める物を、みだりに燃焼させてはならない。</p>
<p>3 市長は、第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている<b>者</b>に対し、当該行為の中止を命ずることができる。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定に違反して燃焼行為を行っている<b>事業者</b>に対し、当該行為の中止を命ずることができる。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(特定建築物環境計画書の作成等)</p>	<p>(特定建築物環境計画書の作成等)</p>
<p>第127条の4 床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が<b>2,000平方メートル以上の</b>建築物であつて規則で定める建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する計画書(以下「特定建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の</p>	<p>第127条の4 床面積(増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が<b>5,000平方メートルを超える</b>建築物であつて規則で定める建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定建築物に係る環境性能の評価に関する計画書(以下「特定建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認</p>

改正後	改正前
<p>申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第127条の5～第127条の7 (略)</p> <p>(特定外建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第127条の8 床面積の合計が<u>2,000平方メートル未満</u>の建築物であって規則で定める建築物(以下「特定外建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定外建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定外建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する計画書(以下「特定外建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第127条の5～第127条の7 (略)</p> <p>(特定外建築物環境計画書の作成等)</p> <p>第127条の8 床面積の合計が<u>5,000平方メートル以下</u>の建築物であって規則で定める建築物(以下「特定外建築物」という。)の新築等をしようとする者(以下「特定外建築主」という。)は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した特定外建築物に係る環境負荷低減措置等及び当該環境負荷低減措置等についての特定外建築物に係る環境性能の評価に関する計画書(以下「特定外建築物環境計画書」という。)を作成し、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をしようとする日の21日前までに、市長に提出することができる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p><u>附 則</u></p>	
<p><u>(施行期日)</u></p>	
<p><u>1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p>	
<p><u>2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第127条の4第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われる建築物について適用し、施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知が行われた建築物については、なお従前の例による。</u></p>	

改正後	改正前
<p>3 施行日から起算して 21 日が経過する日までの間に、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知が行われる建築物（床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル以下のものに限る。）に係る新条例第 127 条の 4 第 1 項の規定の適用については、同項の規定中「建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知をしようとする日の 21 日前までに」とあるのは、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年川崎市条例第号）の施行の日以後速やかに」とする。</p> <p>4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	